

令和6年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和6年6月4日（火）10：00～12：00

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り

11名/15名 出席により会議成立

会議次第：

- 1 開会 （司会：食と暮らしの安全推進課 前場総括）
- 2 挨拶 （挨拶：環境生活部 佐藤副部長）
- 3 議事 （議長：西川会長）

（1）議題

令和5年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）について

（資料1～5）（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

令和6年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施計画（案）について

（資料6）（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

（2）報告

イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について（資料7-8）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

ロ 食品に係る放射性物質検査結果について（資料9）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

（3）その他

小林製薬「紅麴」に係る健康被害への対応について

4 閉会

発言録：

（開会）

定刻になりましたので、ただ今より令和6年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部の佐藤副部長よりご挨拶を申し上げます。

（挨拶）

環境生活部副部長の佐藤でございます。本日は大変お忙しいところ、みやぎ食の安全安心推進会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っております。厚く感謝申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の分類が5類に移行され、およそ一年が経過したところでございます。生活様式などもコロナ禍前に戻り、経済活動も正常に戻りつつあり、一方で活動の活発化に合わせて食中毒事故の増加や、あるいは原材料高騰の影響など、食を取り巻く環境は厳しさを増しておると捉えております。

ご案内の通り、本年3月末には小林製薬の紅麴を使用した機能性表示食品のサプリメントによる健康被害が

全国的な問題となりました。また、県内においては、4月末に東北森永乳業が出荷した学校給食の牛乳を飲んだ児童生徒等が体調不良を訴えた事案もございました。

多様化する食を起因とする健康被害の発生および拡大防止に向け、今後も緊密な情報共有や迅速な原因の究明など、関係機関との連携を強化して対応してまいりたいと思っております。

本日の会議を通じまして、皆様のご意見ご提言をいただきながら、県民の食に対する不安解消を目指し、わかりやすい情報の迅速な提供や、あるいは生産者、事業者および消費者との相互理解の促進等の取り組みを着実に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

本日は令和5年度の施策の実施状況と今年度の実施計画につきまして、ご審議いただく予定としております。どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

(会議成立報告)

本日の会議は11名の委員にご出席をいただいております。みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

(事務局紹介)

ここで事務局員を紹介させていただきます。環境生活部副部長の佐藤健二でございます。

農政部副部長の高澤和寿でございます。

長谷川水産林政部副部長につきましては本日は、公務により欠席となっております。

食と暮らしの安全推進課長の吉岡幸信でございます

同じく食と暮らしの安全推進課技術副参事兼総括課長補佐の川本剛でございます。

また私は本日は、司会を務めさせていただきます。食と暮らしの安全推進課総括課長補佐の前場大二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(資料確認)

議事に入る前に、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認願います。資料1の令和6年度みやぎ食の安全安心推進会議スケジュールから資料9の食品に係る放射性物質検査結果まで9種類の資料と参考資料1から参考資料3そして追加資料として小林製菓紅麴の資料までお手元にごございますかと思っております。また評価表も同封させていただきます。

なお、参考資料につきましては配布のみとさせていただきます。以上ですが、すべてお揃いでしょうか。

それでは議事にはいります。当会議は情報公開条例第19条の規定により、これまで通り公開で進めさせていただきますと存じます。議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、西川会長よろしくお願いいたします。

(議事)

皆さんおはようございます。

それでは早速議事に入りたいと思います。まず当会議ですが、消費者および事業者・生産者代表、それから学識経験者から構成されている会です。それぞれの立場から貴重なご意見を広く頂戴する場にしたいと思いま

すので、忌憚のないご意見をぜひともよろしく申し上げます。また議事の進行にご協力をよろしく願いいたします。

それではまず議題ですが、1の(1)のイ「令和5年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況」についてですが、最初に令和5年度施策の実施状況について、事務局から説明いただきます。その後、委員の皆様からご意見をいただき、そして評価方法の説明を行う流れで考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局からお願いいたします。

(議題 事務局説明)

それでは、私の方からご説明させていただきます。着座にて説明いたします。

議題のイ「令和5年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況(案)について」ご説明いたします。今年度最初の会議となりますので、初めに資料1により当推進会議のスケジュールと本日の議題であります施策の実施状況の公表までの流れをご説明いたします。

資料1をご覧ください。表の左側の列に当推進会議の開催予定を記載しております。上段の網掛けしている部分はすでに対応したものとなります。まず6月ですが、本日第1回推進会議でございます。8月2日に第2回推進会議を予定しております。年が明けて2月4日に第3回推進会議を予定しております。

続きまして表の一番上の中央になりますが、主な検討内容でございます。今年度ご審議いただきますことは主に3点の予定です。まず、主な検討内容の下の列になりますが、本日の議題にもなっております第4期計画に基づく施策の実施状況に対する評価でございます。評価については後ほど詳しくご説明しますので、ここでは主なスケジュールをご説明いたします。

委員の皆様には本日説明します施策の実施状況について施策の小分類ごとに6月14日までに評価し、ご提出をお願いする予定です。委員の皆様からご提出いただいた評価票は事務局で取りまとめ、会長にお送りします。会長には総評と推進会議全体としての評価の案を作成していただきます。この評価の案については、8月2日に開催する予定の第2回推進会議でご審議いただき、推進会議としての評価を決定していただきます。その後、知事を本部長とする宮城県食の安全安心対策本部会議を経て、9月定例県議会に推進会議の評価を付して報告し、10月に公表する予定としております。

続きまして主な検討内容の第5期計画策定関係でございます。

資料2にある現在の第4期計画は、令和3年度から令和7年度までの計画となっており、来年度で計画期間が終了いたします。そのため、次期計画の策定を今年度より開始する予定となっております。夏頃から事務局側で草案の作成を開始し、2月の第3回推進会議で第5期計画の素案を報告し、ご意見をいただきたく存じます。

続きまして主な検討内容の一番右列になりますが、宮城県食品衛生監視指導計画案の検討でございます。こちらについても来年2月4日に予定しております第3回推進会議においてご検討いただきます。ご検討いただいた計画案はパブリックコメントを経て3月中に策定し公表いたします。

推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては以上でございます。

続きまして資料3【令和5年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況(案)】をご覧ください。

2ページをご覧ください。

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）の概要でございます。

計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。

次に計画の目的は、食品の安全および信頼性を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進することとなっております。中ほどになりますが、施策の大綱は3つございます。1つ目は安全で安心できる食品の供給の確保でございます。2つ目は食の安全安心に係る信頼関係の確立でございます。3つ目は、食の安全安心を支える体制の整備でございます。

ここで戻って資料3の表紙の裏面をご覧ください。

目次となります。目次の第2の部分です。

ローマ数字のⅠからⅢは大綱の1つ目から3つ目に対応しております。次に第4に施策の実施状況に対するみやぎ食の安全安心推進会議の評価とございます。

この資料の59ページをご覧ください。この評価のページは、現時点では施策の達成度が空欄となっておりますが、推進会議からいただいた評価を記載することとなります。

次に昨年度実施しました施策ごとの状況についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。こちらの概要版でご説明いたします。2ページをご覧ください。

大綱の1つ目、ローマ数字Ⅰ「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、1「生産および供給体制の確立」の(1)は「生産者の取り組みへの支援」でございます。右側にP4~12とありますのは、資料3の該当ページを示しております。

イ、施策1につきましては、イの最後のところに（施策1）と記載しております。環境保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織の支援や県独自の認証、有機農業の推進に向けた相談対応や指導者の育成を行うことで、環境に優しい農業を推進しました。

ロ、施策2につきましては、農業生産工程管理、通称GAPの導入を推進するため、宮城県GAP推進会議を開催し、関係団体との情報共有による普及拡大や認証の維持取得などを支援しました。

ハ、施策3につきましては、農薬危害防止運動や農薬管理指導士養成研修、更新研修会を開催し、農作物の安全確保を図りました。

ニ、施策4につきましては、生産段階における牛への耳標の装着徹底を推進するなど、生産から流通までの各段階における固体識別システムを維持するための各種支援を行いました。

次に、その下に表を記載しておりますが、令和7年度の数値目標と令和5年度の実績については、小項目ごとにまとめて記載しておりますのでご覧ください。

次に(2)「農林水産物生産環境づくり支援」でございます。

イ、施策5については、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するための「水稻栽培水管理ごよみ」を配布した他、湛水管理徹底の指導、また超過米の適正な保管・廃棄処分を指導することで、安全な米の生産流通を推進しました。

ロ、施策6については、家畜伝染病予防法に基づく検査により、家畜伝染病の発生予防と蔓延防止に努めました。

ハ、施策7については、食中毒の原因となる貝毒について県漁協と連携した検査の実施・公表により、食中毒の未然防止に努めました。

3ページをご覧ください。

二、施策8については、原木しいたけの出荷制限解除に向け、県外産原木の調達等を支援するとともに、県内産原木の使用再開に向けた県内産原木の試験測定や試験栽培を行いました。

次に(3)「事業者の取り組みへの支援」でございます。

イ、施策9については、HACCP制度の区分別研修会等を開催し、導入と実践を支援しました。また、飲食店コロナ対策認証制度や新型コロナ対策実施中ポスターにより、飲食店に起因する新型コロナウイルス感染リスクの低減につなげました。なお、感染症法上の分類が5類に移行したことから、飲食店認証制度とポスター制度事業は令和5年5月7日に終了いたしました。

ロ、施策10については、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取り組みにより、さらなる地産地消を推進しました。

次に2「監視指導および検査の徹底」の(1)は「生産段階における安全性の確保」でございます。イからハ、施策11から13になりますが、農薬販売者および使用者、魚類養殖業者、肥料生産業者、飼料製造工場、動物用医薬品販売業等に対して、関係法令に基づいた立入検査や指導等を行い、安全性の確保を推進しました。

二、施策14については、養鶏場のモニタリング検査等を実施するとともに、県内養鶏場から死亡羽数の報告を求めることで異状を早期発見する体制を維持することで、高病原性鳥インフルエンザの予防に努めました。

4ページをご覧ください。

次は(2)「流通・販売段階における安全性の確保」でございます。

イ、施策15については、監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する監視指導を実施しました。また、監視指導計画に基づき、食品衛生担当者会議や食品事業者への講習会、消費者を対象とした広報活動を実施し、食中毒予防の啓発を行いました。

ロ、施策16については、輸入食品も含む、県内に流通する食品について、食品衛生法に基づく残留農薬や添加物等の規格基準検査を実施し、基準逸脱食品等の流通を防止しました。

ハ、施策17については、かき採取海域における加工基準の確認、かき処理場等の監視指導検査を実施したほか、と畜検査、食鳥検査、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく特定危険部位の除去徹底を指導し、安全な魚介類および食肉の供給を推進しました。

二、施策18については、米トレーサビリティ法に基づく宮城県域米穀事業者を対象とした相談等に関して東北農政局と情報共有を行いました。

次に(3)「食品表示の適正化の推進」でございます。

イ、施策19については、食の110番および食品表示110番を設置し、相談対応、監視指導等を行いました。また、無承認無許可医薬品の県内流通実態の把握のため、健康食品の買上調査を行い、食品表示の適正化を推進しました。

ロ、施策20については、食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査を実施し、不適正表示の疑義があった事業者に対して確認調査と必要な指導を行い、食品表示の適正化を推進いたしました。

ハ、施策21については、事業者等が開催する食品表示に関する研修会等へ講師として職員を派遣した他、消費者や事業者からの相談に対応し、適正な食品表示に関する普及啓発を行いました。

5 ページをご覧ください。

次に(4)「食品の放射性物質検査の継続」でございます。

イ、施策 22、ロ、施策 23 については、県内で生産される主要な農林水産畜産物や流通食品の放射性物質検査を実施、公表しました。農産物、畜産物、水産物、流通食品では基準値を超過したものはなく、林産物、野生鳥獣で超過したものは結果を速やかに公表し、県民の不安の解消に努めました。

次からは大綱の 2 つ目、ローマ数字Ⅱの「食の安全安心に係る信頼関係の確立」でございます。1「情報共有および相互理解の促進」の(1)は「情報の収集、分析および公開」でございます。

イ、施策 24 については、消費者モニターアンケートにより県民の意向把握を務めるとともに、食に関するさまざまな情報を県ホームページ、宮城旬鮮探訪ウェブサイト、SNS 等により発信いたしました。

6 ページをご覧ください。

ロ、施策 25 については、監視指導計画に基づく検査実施実績や食品の安全や自主回収に関する情報等をホームページで随時公表いたしました。

次に(2)「生産者、事業者および消費者との相互理解の促進」でございます。

イ、施策 26 については、消費者モニターを対象に食品工場見学会、生産者との交流会を実施したほか、学校給食での地場農林水産物活用に向けた情報誌を発行するなど、消費者と生産者・事業者の相互理解を推進致しました。

ロ、施策 27 については、宮城県食品衛生協会と連携し、食品衛生推進員の資質向上を、また、「みやぎ水産の日」を核とした情報発信やイベントにより、水産物の消費拡大に取り組みました。

ハ、施策 28 については食育・地産地消の実践的な取り組みや食材王国みやぎ「伝え人」の活動支援、みやぎ食育コーディネーターの研修会等を実施し、県民の食の安全安心に関する知識習得を推進致しました。

次に、(3)「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」でございます。

イ、施策 29 からハ、施策 31 については、生産・流通・消費の各段階で行われる測定結果に加え、市町村等が実施する水道水、自家消費用の農産物等の測定結果について、みやぎ原子力情報ステーションで公表したほか、原子力安全対策課の旧ツイッターの X により、放射線放射能に関する正しい知識の普及啓発に努めました。

7 ページをご覧ください。

次に 2「県民参加」の(1)は「県民総参加運動の展開」でございます。イ、施策 32 からハ、施策 34 につきましては、消費者モニターの募集、モニター向けアンケート調査や研修会の実施、事業者による「みやぎ食の安全安心取組宣言」の募集を行ったほか、取組宣言者や自主基準の検索閲覧ができる新たなデータベースを県ホームページに掲載いたしました。また、食の安全安心セミナー、地方懇談会等の各種講習会や出前講座を開催し、県民の知識向上、消費者と生産者・事業者との相互理解促進を図りました。

次に(2)「県民の意見の食の安全安心確保に関する施策への反映」でございます。

イ、施策 35 につきましては、消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、食の安全安心セミナー、消費者モニター研修会、監視指導計画へのパブリックコメントなどにより、食の安全安心に関する県民の意見を把握しました。また、幅広い年齢層からの意見も得られるよう、若年層に留意した消費者モニターの募集活動を行いました。

ロ、施策 36 につきましては、食の 110 番、食品表示 110 番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応

した他、寄せられた危害・疑義情報については、関連法令等に基づいて速やかに対応いたしました。

8 ページをご覧ください。

大綱の 3 つ目、ローマ数字Ⅲ「食の安全安心を支える体制の整備」でございます。1「体制整備および関係機関等との連携強化」の施策 37 の (1)「安全安心対策本部による本部による危機管理および総合的な対策の推進」につきましては、令和 4 年度施策の実施状況について宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し、議会報告と県民への公表を行いました。

施策 38 の (2)「みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」につきましては、県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、情報収集・情報共有により、食に係る危機の未然防止に努めました。

施策 39 の (3)「食の安全に関する調査研究の充実」につきましては、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件を把握しました。また、かきむき処理場における HACCP の導入や、かきむき処理場、処理事業者への監視によって見られた各種課題に対する指導内容について共有いたしました。

施策 40 の (4)「食品等の放射性物質にかかる調査研究の充実」につきましては、原乳・牧草の放射性物質検査を実施するとともに、牧草等への土壌からの放射性物質移行に関する調査研究や、県内原木林の再生・利用再開に向けた調査研究に取り組みました。

施策 41 の (5)「国、都道府県、市町村、関係団体との連携」につきましては、関係機関との連携、協働により施策の推進に努めるとともに、食中毒や違反食品が発生した際は連携して対応いたしました。

最後に施策 42 の 2「みやぎ食の安全を安心推進会議」につきましては、会議を 3 回開催し、令和 4 年度の施策の実施状況について評価していただいた他、食の安全安心に関する情報共有、意見交換を行いました。

令和 5 年度の施策の実施状況につきましては以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

事務局から資料 1~4 について説明をいただきましたが、皆さんから質問を含めてご意見を頂戴できればと思っております。なお後ほど説明がありますが、令和 5 年度の施策の実施状況については、評価をいただきますので、この場で確認して欲しい点もあれば是非質問してください。いかがでしょう。加藤委員。

(加藤委員)

宮城県生協連の加藤です。質問事項が 9 個ほどありますが、一気にお聞きしてもよろしいかどうかお尋ねいたします。

(会長)

9 個だと混乱しますので一個ずつお願いします。

(加藤委員)

資料 3 の 4 ページ、施策 1 の成果の囲みの中に、有機農業指導員というものがあるのですが、この有機農業指導員というのは、資格を取っている人なのか、どのようなことをするか、具体的に教えていただきたいです。

あと括弧の中に（資格取得者数が）合計 58 人とあるのですが、この（有機農業指導員の）育成人数は、令和 7 年までの目標値があるのか資料見てもよくわからなかったので、目標値があるのかどうか教えていただきたいと思います。

（みや米課）

みやぎ米推進課の伊藤と申します。有機農業指導員につきましては、主に県職員でして、普及センターの職員等に主に有機 JAS の研修を受けていただいて、指導員という位置づけで人数をカウントしているところがございます。合計 58 人と書かせていただいておりますが、目標値については特に設定しておりません。

（加藤委員）

特に資格ということではなく、その研修を行ったということだけですか。

（みや米課）

そうですね。国家資格とか、そういうことではございません。

（加藤委員）

ありがとうございます。その資格等はなく、研修を受ければ有機農業指導員になれるということですが、具体的に指導員になった方は何をされるのでしょうか。

（みや米課）

国の助成、交付金を使ってこの事業を行っており、主に有機 JAS を取得したいという方への情報提供や手続きについて相談に応じるという形で、この制度を活用しております。

（加藤委員）

これは（国の）みどりの戦略の関係があるのですか。みどりの戦略では有機農業者を増やすという目標を掲げているのですが、それに合わせた交付金に基づいて、県がこのような指導員の方を育成しているという理解でいいのでしょうか。それとは違うのでしょうか。

（みや米課）

みどりの戦略に基づいて、県の方でも目標を立てておりますので、有機農業の取り組み拡大の一環として、指導員の育成も行っているということでございます。

（加藤委員）

6 ページ、ハの四角の中に、農業管理指導士を新規に 50 人、更新で 165 人とありますが、農業管理指導士は（資格を）毎年取り直しをしなくてはならない制度なのかわからないので、毎年取る必要があるのかということをお聞きしたいです。また、主な数値目標で GAP 導入認証総数が 154 と減少傾向にあり、令和 7 年度の目標値に対して、非常に不安を持つ認証総数ですが、この減少傾向を県としてどのように捉えているのでしょうか。

(みや米課)

まず、最初の質問でございます。農業管理指導士の更新につきましては、有効期間というものがございまして、その期間を過ぎた方については講習を受けていただくということで、新規と更新ということで分けて記載させていただいております。

後段の GAP の目標数につきましては、おっしゃる通り、基準値に対して減少傾向ということで、目標値になかなか遠い状況です。GAP 認証につきましては、毎年経費が掛かるところが一番ネックと考えておりますので、県ではその取得経費が掛からない県の GAP というものも、これから制定し進めていけたらと考えております。

(会長)

今の質問。これは、国際認証のグローバル GAP のことですか。

(みや米課)

JGAP の他にアジア GAP やグローバル GAP という全て入れた形の推進になっております。

(会長)

わかりました。GAP についてはこれからも進めないといけないと思います。そのあたり今お話のあった（経費の掛からない GAP といった）県の仕組みづくりのようなことはあるのかもしれないです。ただ、GAP を取ったとしても、それが国際認証に資するかどうかというところがあるので、そこは十分に検討しながら進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(加藤委員)

続いて 7 ページの (2) のイの土壤環境適正化のところですか。このカドミウム超過米に関するのですが、東北 235 号がカドミウム低吸収稲ということですが、数値を見ると令和 5 年度は廃棄した超過米が非常に多かったようです。この東北 235 号は、まだ実際に栽培に値する段階には至っていないのでしょうか。早くしないとカドミウム超過米がどんどん出そうな感じで、せっかく作ったお米がもったいないと感じます。

東北 235 号がどのような段階なのか。また、秋田県で聞いた話なので本当かどうかかわからないですが、秋田は「あきたこまち R」というカドミウム低吸収米を全県で栽培するという方針を掲げたみたいなのですが、その品種を作るにあたって、あまり消費者には受け入れられないような、放射線のようなものを使ったというお話も聞きました。この東北 235 号については、あくまでも自然交配というか、試験場で交配しながら作ったものなのか、その点も確認したいと思いました。

(みや米課)

東北 235 号につきましては、まだ品種化まで至っておらず、現地の実証段階ということになっております。確かにカドミウムは普通の一般的な品種よりも吸わないということは実証できておりますが、それだけの特徴ではなく、病気に強い、昨今の高温や冷害にも強い米をということで、色々な条件を付けて、なかなか品種化までには今の段階では至ってない状況になっております。あきたこまち R の関連につきましては、詳しくはありませんが、東北 235 号の選抜の仕方については、あきたこまち R と同様の遺伝子が入っておりますので、そ

の遺伝子を使って吸収性を持たせているという格好になります。ただその後、自然交配を何回か繰り返して、実際の自然交配と同じような形で選抜している系統であるという理解をしております。

(会長)

よろしいですか。効果はあるのです。それは私も見たことありますが、ただ今お話あったように、もう少し改良が必要ということのようです。次お願いします。

(加藤委員)

続いて 10 ページに具体的に記載されているわけではありませんが、関連して、先ほどご挨拶の中でもありました、学校給食で出た牛乳で体調不良を起こしたお子さんが出ました。うちの孫も変な味がしたと言って、その後何回も嘔吐していたのですが、それでいて原因が特定できなかったというのが非常に消費者としては不安でならないです。牛乳なので宮城県生協連会員のみやぎ生協も、やはりみやぎ生協だけではないと思いますが、牛乳を取り扱う事業者等は、この影響を多大に受けており、常に検査して問題ないということを受けて店頭と並ばせるということがあります。嫌な経験であり言いたくありませんが、2008 年に餃子事件ということで、農薬混入したものを見つけられなかったということもあるのですが、原因がわからない間ずっとマスコミ等色々なところから叩かれました。

まず今回の件は HACCP が機能しなかったのかどうかということをもまずお尋ねしたいです。あとは原因がわからないと対処のしようがない。何が問題だったのか、問題がわかれば、それを突き止めて二度とそれが起きないようにできますが、この原因がわからなかったということが消費者としては、子供たちも「飲みたくなければいいですよ」みたいに言われているみたいですが、ただでさえ牛乳離れが起きている中で、こういうことが起きると、また牛乳離れになりかねないということもあるので、これは県に言ってもしょうがないかなとは思いますが、この原因究明に至らなかったという、消費者と事業者としては、今後また起きるのではないかという不安もあるので、まず一つこの HACCP があるのになぜそういうことが起きるのかということをお教えいただきたいと思えます。

(食暮課)

まずお話ししておきたいのは、食品衛生法におきまして、製造所を所管する自治体が調査を主体的に行うとなっております。今回の牛乳の施設は東北森永乳業になりますが、仙台市にございまして、仙台市保健所が所管しておりますので、詳しいお話をここでは今できないということをもまずご理解いただくようお願いいたします。乳処理施設につきまして、HACCP の導入については、森永さん大手ですので、過去に国で HACCP の承認をしていたのですが、おそらくそっち (の承認) は取られていたと思えます。したがって乳処理施設として、HACCP はきちんと機能していたと理解してまず間違いはないかと考えておりました。

(会長)

今おっしゃる通りです。おそらくマルソウ (総合衛生管理製造過程) ですね。マルソウの承認を取って、それで管理をしているため、おそらく工程管理は十分に行われていると思えます。ただ原因が特定できないということです。微生物についての問題もなかったということですので、非常にわかりにくい状況になっており、各学校でまずは試飲してからといった形になっているのはそのことかと思えますが、本当にわからないので対

処のしようがない、ということが本音ではないかと聞いています。そのようなところでしょうか。

(食暮課)

今回のような牛乳の異味異臭ということについては、宮城県ではこういう大きな事例は初めてなのですが、全国的に見ますと実はいくつかありまして、国でも平成 30 年に、牛乳等における異味異臭疑い事案の調査について通知を出しております。その通知の内容をそのままご紹介させていただきますと、“牛乳における風味変化は、牛乳の味や季節や飼料、牛の体調等の影響を受けるだけでなく、児童生徒の敏感な感受性も影響するなど、さまざまな要因が複雑に関与している。健康被害につながる腐敗や異物混入などの衛生事案と混同される恐れがあり、社会問題化しやすい”と通知がなされております。こういった事案も検討しつつ、仙台市保健所では判断したのかと思っています。

異味異臭について原因を突き止めることは非常に難しく、なかなか最終的に「原因は何だったのか」というところが、最後まで突き止めることが難しいことをご理解いただきたいと思います。牛乳の季節的な味の変化というものは、我々歳を取ってくると舌の味蕾がどんどん壊れて味の感覚が薄れてくるのですが、子供さんは非常に敏感で学校給食で毎日牛乳を飲むので、やはり味の変化がすぐにわかるというところが、今回の原因になってきたのかと考えています。

牛乳については今回 9 万 5 千本ほど出荷されましたが、実際に異味を感じた人は 1,061 名で約 1%程度の方が異味異臭を感じた。食中毒のような場合については、だいたい 1 割前後、少なくとも大体 1 割近くの方が症状を訴えるのですが、今回はかなり(症状を訴えた人の)パーセントとしては低いというところがございます。また症状も一過性で比較的軽いということもありますし、乳糖不耐性と言いまして、乳糖が消化できずにお腹を壊したりするというところもございまして、そのようなことが絡み合って、今回の事例に結びついたのではないかと我々としては考えておりました。調査自体は仙台市保健所さんがやっておりますので、最終的にどういう結論になっているかについては、仙台市保健所さんでないとわからないのですが、食中毒事案でないということは仙台市保健所さんで公表されたというところがございます。

(会長)

ありがとうございます。加藤委員の意見もわかりますが、情報は本当にこれぐらいしかないと事実ですので、新たにまた情報が出てきた時には、多分報道されると思います。今のところはそれで鎮静化している形になっているということをご理解いただけるかと思います。

(加藤委員)

あまり納得できていないです。気持ち悪くなるくらいであればわかるのですが、うちの孫を見ていても何回も吐いていたので、吐いたり下痢をするという(症状があるにもかかわらず)何も原因がなく、毎日牛乳飲んでいてなんともない子が突然こうなるものかというのは疑問だったので、原因が特定できなかったという報道を見て非常にびっくりしました。あと怖いわけです。やはり原因がわからないから、飲んでいいのかどうかということも。この件は仙台市の管轄だということなので、ぜひとも仙台市、でももう(調査等は)終わってしまったのですか。

(食暮課)

原因究明にはついてはおおむね終わっていると聞いております。

(加藤委員)

ではまたこんなことがないようによろしくお願いします、ということにいたします。

続いてよろしいでしょうか。14 ページですが、肥料飼料についてのことについて書かれておりますが、まず今エネルギー高騰で、肥料飼料が高騰していて、生産者の方は大変だと思います。この計画の実施報告とは関連しないかもしれませんが、何かそういった高騰した費用面での検討、また県でなくても JA を通じて、何か生産者に肥料飼料の高騰についての対策や支援は何か行ったのでしょうか。

(農政部)

食の安全安心というところとは少し異なりますが、肥料や飼料については今回の国際情勢や円安の関係などで、特に肥料については成分によっては輸入に依存しているものはかなりあり、高騰したところ。飼料、餌の方についてはまた高騰している状況であり、かなり農業者の方にも影響がある状況です。

県としましては、コロナの交付金を活用して、飼料、特に餌の部分については、今年の春まで色々な助成をしました。肥料については、県独自というよりも国全体でということであり、国の方で肥料の削減をしながら新たなやり方に取り組む方々については助成を進めてきたところでもあります。肥料はその後価格的には少し落ち着いてきたところですが、また若干上がってきている情勢にあります。

(会長)

よろしいですか。国産原料の活用推進もやっているという話ですが。

(農政部)

そうですね。どうしてもやはり海外産に依存していることになると、食料安全保障上も問題があり、国産の原料にしたいということで、例えば下水汚泥を活用したリン酸など、そのようなものについても、県や国内では色々ところで取り組んでいます。また家畜排泄物を利用した堆肥の活用促進等についても取り組んでいるところ。す。

(加藤委員)

45 ページの 1 (2) でみやぎの環境にやさしい農産物認証・登録面積が増加しています。増加していることはとてもいいことなので、増加した要因が分かれば教えていただきたいと思ひます。

また農業危害防止運動リーフレットですが、昨今、私どもの事業者としても紙削減を、地球温暖化などの関係もあって、紙削減の方向で進んでいるのですが、県としてはこのリーフレットについてデジタル化を進めるという考えはないのでしょうか。対応可能かどうかですが、あまり紙で配布しなくても、なんとかデジタル化できないかと思ひましたので、そういったことを考えてないのかということをお聞きしたいと思ひました。

50 ページの (1) の食品表示に関する研修会説明会等の回数ですが、令和 5 年度が 7 回と少なくなっているのは何故でしょうか。

52 ページの (3) で、放射性物質の検査の(事業費の) 関係ですが、国からの助成について、この鍵括弧の中をどのように見るのかわかりませんでした。純粋に国からの補助金がこの金額なのか、もう国からの補助金

はなく、県独自の費用でやっています、と見ればいいのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

(みや米課)

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の面積増加の要因ですが、細かく分析はできておりませんが、令和4年度から5年度にかけ、有機農業推進の一環で補助事業をしておりました。先ほどの肥料とは別に資材費等も上がっておりましたので、資材費助成や、生産機械の助成について、こういった(みやぎの環境にやさしい農産物認証などの)取り組みをされている方も要件の一つに加えました。その関係で面積が伸びたのかと捉えております。

45ページの農薬危害防止運動リーフレットのデジタル化の関係ですが、デジタル化につきましては、まだ具体的な検討はしておりません。部数の減につきましては、関係先の配布数調整の関係で、減少しているところ です。県のホームページに、デジタル版のものは掲載しているところです。

(食暮課)

私から食品表示の研修会の開催数が減っている理由をお答えしたいと思います。平成27年度から令和元年度までにつきまして、食品表示法の基準の見直しが行われた年です。そのため、令和元年度につきましては14回と非常に多かったのですが、令和2年度以降、コロナの感染症の拡大ということがあり、講習会の開催がなかなか難しくなったというところが、大きな要因とっております。特に食品表示の講習会は出前講座と言いまして、(企業等の)団体から要請があったところに講師を派遣するといった講習会が主なものであり、コロナが原因で要請が少なくなったことが、減少に結びついていると考えております。今後、徐々に回復してくるかと考えているところです。

(会長)

開催回数目標は20ですので、頑張らないといけませんね。ぜひお願いします。受けのみ(の姿勢)ではなく、色々アナウンスすることも大事だと思います。

(食産課)

52ページの放射性物質検査に係る事業費の財源に関するご質問だったかと思えます。こちらの事業費につきましては、一時的に県で支出している額になりますが、一部を除いて、今後、東電に損害賠償請求をさせていただく金額になっております。以上でございます。

(会長)

皆様方から質問あればお願いします。湯川さんお願いします。

(湯川委員)

公募委員の湯川です。一つ消費者としてささやかな疑問なのですが、資料3の16ページに関連するところだと思えます。最近暖かくなってきて、お祭りや屋台を見かけるようになってきたのですが、その調理工程とか、出来上がり品の管理などは、その屋台のお店ごとの管理なのか、それとも第三者が監視しているのかというところお尋ねします。私は今まで問題なかったのですが、子供に食べさせるにあたって、どういうふう

なっているのかなと気になりました。教えてください。

(食暮課)

質問ありがとうございます。屋台等につきましては、基本的には食品衛生法で許可を取った上で販売することになっています。検査についてどうなっているかというご質問だったと思いますが、我々、食品の監視の役割として、食品を無償でもらってきて検査をするという事業をやっていますが、今言われた屋台での食品は検査の対象としておりません。ただ、やはり屋台での製造は、しっかりとした製造施設の中で作るものとは違うため、作れるものはある程度縛りがあります。何でも作れるというものではなく、簡易な調理で火を通せるようなもの、若干例外もありますが、概ね簡単な調理で火を通せるものしか調理販売できないというルールになっております。

(湯川委員)

もう一つ質問ですが、もし(屋台等の飲食を起因として)何かあった場合などのお知らせの先としては、食の110番など、そういうところになるのでしょうか？

(食暮課)

もし相談する場合は、お住まいの管轄する保健所にご相談いただければ、相談に乗ってもらえると思います。

(会長)

ありがとうございます。櫻井委員どうぞ。

(櫻井委員)

今の湯川さんの質問ですが、私たちがイベントの時店出します。そういう時は必ず行政側と保健所の指導を受けながらやるようにしております。そういう時は、絶対間違いのないよう徹底的に検査を受けるという形で行っておりますので、相談しながらやった方がよろしいかと。余計なことですけれども、以上です。

(会長)

ありがとうございますで、その他いかがでしょう。及川委員どうぞ。

(及川委員)

宮城県食品衛生協会会長の及川です。最近よく一般の方々やマスコミにも言われるのですが、道の駅等で、地域の方々が美味しいものを作っているのに、それに対して食品衛生法などで「これはできなくなる」と言うことは寂しいことであり、そのような説明はあまりうまくいかないのではないかと思います。

私は保健所の指導に沿って、「汚いところでごちゃごちゃと誰が作ったかわからないでしょう」「道の駅の機械でシールを貼ればいいというものではありませんよ」と、このように申し上げましたら、「なんだその言い方は」、「地域文化を阻害するようなことを平気で言うのか」などと言われてしまいます。困ったなと思いながら、やはり我々食品のプロとして、工場を立ち上げて検査を受けるという立場から「誰が作ったかわからないようなものを(店先に)出していいものではないですよ」と、はっきり申し上げるのですが、「あんた地域に

生きる人間として、そういうことを言っているのか」とか言われてしまい、非常に困っております。その辺の
ことについて、一般の方々、地域の方々、そして農家の方々に納得いくようにはどのように説明すればいいの
か聞いてみたいと思っておりますが、どうでしょう。

(会長)

趣旨とは違う形になっているかもしれませんが、もし簡単にお答えできるのであれば事務局からでも。

(食暮課)

最近新聞等で道の駅で漬物を販売していたところが、食品衛生法の改正によって漬物の製造が施設を作らな
いといけないということが、新聞等で取り立たされていると思います。こちらについては、我々のところにも
マスコミから、取材を受けたりすることもあります。宮城県におきましては、前回もご説明させていただ
きました。漬物を作る場合は加工業という条例で縛りのある登録制度で、従来からやっておりました。今回、
食品衛生法の改正法に伴って新たに施設を設けないといけないことになりましたが、元々宮城県では条例で、
施設を設けて製造しないといけないとなっておりますので、今回の法律による移行については何ら問題なく、
今のところ進められているというところでございます。

確かに、食品を作る場合、法律で縛りの有るもの、縛りの無いもの、もしくは条例で縛りのあったものなど
色々あり、条例で縛りもない食品については、どちらかということ被害はあまり多く大きくないという様なも
のが、法に基づかないで作って売れるということにはなっているのですが、食品衛生法の改正によって概ね届
け出しはしないといけないことになっております。

表示に問題があるなどあれば、保健所の職員が行って指導し、事故にならないように指導しているという
ところが現状でございます。説明になっているか私も不安ですが、よろしいでしょうか。

(及川委員)

おっしゃる通りの問題はあるのですね。今、県としてはそういった体制とのことですので、言葉を選びなが
らお話ししていきます。「お前、役人か」と言われても頑張っているいろいろな説明します。私も許可を受けてやっ
ているプロですので。以上です。

(会長)

ありがとうございます。それでは時間も押していますので資料1から4については以上ということでよろし
いでしょうか。では続いて5の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

では続きまして、資料5について説明させていただきたいと思っております。令和5年度食の安全安心の確保に関
する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況間に係る評価について、ご説明いたします。委員の皆様
には、令和5年度の施策の実施状況の評価をしていただきます。いただきました評価は、来年度計画や今年度
の事業の参考とさせていただきます。それでは、評価の方法についてご説明します。

資料5の1ページをご覧ください。まず、2の「評価の区分」についてですが、小分類の18の区分ごとにそれ
ぞれ評価をお願いいたします。18の区分につきましては後ほど説明します。3「評価の方法」についてご説明

します。(1)の「各委員による評価」についてですが、小分類ごとにABCの3段階で評価していただきます。Aが「達成している」Bが「おおむね達成している」Cが「達成していない」となります。評価の視点としまして、進捗状況としてどのぐらい進んでいるか、連携状況として関係各課・機関と連携して進めているか、協働状況としては、生産者、事業者、消費者と協働し施策を進めているかこれらによって判断をお願いいたします。どこに重点を置いて評価するかについては、委員の皆様のご判断をお願いいたします。4ページをお願いします。

本日は時間の都合上資料4を用いて各施策の状況について説明しましたが、評価については資料3をご覧ください評価いただきますようお願いいたします。このページには、資料3の4ページを抜粋しております。例えば、イ「環境に優しい持続可能な農業の推進」施策1ですが、具体的な実施状況が記載されております。下部、青い囲みで主な成果を記載しております。以下の施策も同様に記載しております。

下には資料3の6ページの抜粋を記載しております。この部分に小分類ごとに設けた主な数値目標の項目と実績があります。なお主な数値目標は、施策の一つ一つに対応して設定しているわけではございませんのであらかじめご承知おきください。評価の際は主な数値目標だけでなく、各施策の実施状況や成果等も含めて総合的に評価をしていただきますよう、よろしくをお願いいたします。なお、後ほどご覧いただければと思いますが、資料3の44ページ以降に実績数値総括表を付けております。数値目標の他に、各種実績値や関連事業費を記載しておりますので、評価の際にこちらも参考をお願いいたします。

2ページにお戻りください。

評価いただく第4期基本計画は先ほど説明しました通り、3つの大分類から構成されております。一つ目が「安全で安心できる食品の供給の確保」で「安全」に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類として①から⑦の7区分がございます。2つ目が「食の安全安心に係る信頼関係の確立」で「安心」に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類が⑧から⑫の5区分がございます。3つ目が「食の安全安心を支える体制の整備」で「協働」に関する施策です。中分類が2つあり、小分類は⑬から⑱の6区分がございます。したがって、小分類を合わせて18区分となります。

資料3ページをご覧ください。記入例についてのご説明です。ここには区分の①が上段に、②が下段に記載されております。①は(1)「生産者の取り組みの支援」で、イからニの施策1から4になりますが、4つの施策で1つの評価をしていただくこととなります。②は(2)農林水産物生産環境づくり支援でイからニの施策5から8になりますが、これも同様に4つの施策で1つの評価をしていただくこととなります。したがって、18の評価をしていただくということとなります。この右端に達成度の欄に先ほど説明しましたABCの評価を記入していただきます。その左列にページとありますが、これは資料3における該当施策のページに対応しております。

1ページにお戻りください。

真ん中より少し下の3の(2)にあります。会長による総評ですが、会長には委員の個別評価を踏まえ、推進会議の評価を取りまとめていただきます。4の「意見・提言」についてですが、達成度のほか、施策の実施状況についてのご意見やご提言がありましたら、小分類ごとに記入してください。いただいたご意見等は、今後事業を行う際の参考とさせていただきます。

次に今後のスケジュールについてですが、委員の皆様には会議終了後に事務局から電子メール等により評価表をデータで送付いたします。評価期間が大変短く恐縮ですが、6月14日までに事務局宛電子メールもしくはファックスでご報告をお願い申し上げます。なお、郵送によるご返送をご希望される場合は、会議終了後に

返送用封筒をお渡しいたしますので、お帰りの際に事務局宛にご一報ください。皆様の評価表を基に会長に推進会議としての評価を作成していただきます。次回 8 月 2 日開催予定の第 2 回推進会議に推進会議としての評価（案）をお送りし、宮城県食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして県議会へ報告した後、公表となります。ご不明な点などありましたら、事務局にお問い合わせください。以上で説明を終わります。

（会長）

ありがとうございました。評価の方法等について説明いただきましたが、何か分からないことはございますか。

（氏家委員）

目標値の説明も今ありましたが、それぞれの目標値を見ますと、実績から考えて妥当だと思える目標値もありますが、そうではなく、目標値が実績の 2 倍ほどになっているような（妥当と思えない）目標値も掲げられています。その辺に、例えば先ほど補助によって実績が増えたようなご発言もありましたが、何か思惑があってこの高い目標値になっているのでしょうか。

（食暮課）

目標値につきましては、令和 3 年度から令和 7 年度の計画ですので、令和元年から計画を作ります。そのため元年度からの目標値ということで計画を作っております。そのため、その当時こういう数値が概ね目標だということになります。コロナや社会情勢の変化によって、どうしてもその目標値に達成できないもの、もしくは目標値を超えるような状況になるということがあります。5 年間の計画になりますので、どうしても若干数値にズレが出るということについてはご承知おきいただければと思います。（令和元年度に）まとめて作っている目標値であって、実績を見ながら今回打ち出した目標値ということではありません。

（会長）

その他いかがでしょうか。よろしいですか、昨年もお願いしましたので、わかるかと思えます。では、よろしく願いをいたします。

それでは以上で議題Ⅰを終了したいと思います。では、次に議題Ⅱになりますが、令和 6 年度食の安全安心の関する基本的な計画（第 4 期）に基づく施策の実施計画（案）について、説明お願いいたします。

（事務局説明）

続けてご説明いたします。資料 6 をご覧下さい。

こちらの資料では、基本計画の施策ごとに今年度実施する主な関連事業の概要を記載しております。この表の見方ですが、左側に縦に 1、2、3、4 とありますのは、基本計画の施策番号でございます。施策番号の右側に施策項目、さらに右側に担当課室の略称を記載しております。なお、資料の最終ページに略称と正式名称を並べて記載しておりますので後ほどご確認ください。

担当課室の略称の右側に事業名、事業費、事業概要を記載しております。一番右側の列には昨年度、令和 4 年度の実施状況に対する評価を委員の皆様にはいただきましたが、その際に頂戴したご意見を鑑みたく令和 6 年度の施策の実施方針を記載しております。今年度の実施する事業には、昨年度に引き続き実施するものも

多くございますので、主要なものの概略について説明いたします。

まず施策1から施策4までは大綱の1点目「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、生産者の取り組みへの支援に関する施策でございます。

施策1から施策4では環境に配慮した農業に取り組む農業者団体への支援を行うほか、GAPの認証取得支援やGAP指導員の育成、農薬の適正使用の推進や、耳標装着に係る各種支援など多様な生産者の取り組みを支援いたします。

2ページをご覧ください。

施策5から施策8までの農林水産物生産環境づくりの支援に関する施策でございます。引き続きカドミウム吸収抑制対策を実施するほか、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の予防や貝毒ノロウイルス対策の推進、出荷制限を受けている原木しいたけ生産者の生産再開支援などを推進してまいります。

3ページをご覧ください。

施策9、施策10は、事業者の取り組みに対する支援に関する施策となります。食品等事業者のHACCP導入および実践を従来の研修会に加え、監視時に事業者に対し衛生管理記録簿の提示等で支援するほか、水産加工業者に対してもHACCPの認証取得に向けた各種支援をしております。また、飲食宿泊事業者による地産地消の取り組み拡大を推進してまいります。

3ページから4ページにかけて記載しておりますが、施策11から施策14までの生産段階における安全性の確保に関する施策につきましては、農薬、飼料、肥料、医薬品の製造、販売使用者等へ法令に基づいた監視指導を実施してまいります。

4ページから5ページにかけて記載しております施策15から施策18までの流通・販売段階における安全性の確保に関する施策につきましては、食品営業施設、かき処理場、と畜場、食鳥処理場および米穀事業者への監視指導のほか、流通食品における残留農薬や添加物等の検査を実施してまいります。

6ページに記載しております施策19から施策21までの食品表示の適正化の推進に関する施策につきましては、食の110番や食品表示110番による個別相談対応や研修、また食品表示ウォッチャーによる県内スーパーのモニタリング調査などにより、食品表示の適正化に取り組んでまいります。

7ページから8ページにかけて記載しております施策22、施策23の食品の放射性物質検査の継続に関する施策につきましては、農林水産畜産物、流通食品等の検査を引き続き実施してまいります。

8ページの施策24からは大綱の2点目「食の安全安心に係る信頼関係の確立」に関する施策でございます。8ページに記載しております施策24、施策25の情報の収集、分析および公開に関する施策につきましては、アンケート等により県民の意向に収集するとともに、みやぎ食の安全安心取組宣言実施店舗や県内の食に関する情報、食品衛生に関する監視指導の結果などをSNSやホームページ等で公開してまいります。

8ページから9ページにかけて記載しております施策26から施策28までの生産者・事業者、消費者等の相互理解の促進に関する施策につきましては、県産農林水産物に対する消費者の理解が深まるよう、販売会や各種情報発信を実施するほか、高校生地産地消お弁当コンテストやみやぎ食育コーディネーターの相互連携等による食育活動を推進してまいります。

10ページをご覧ください。施策29から施策31までの放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進に関する施策につきましては、検査結果等の情報をみやぎ原子力情報ステーションやSNSにより情報発信するほか、セミナーの開催等に取り組んでまいります。施策32から施策34までの県民総参加運動の展開に関する施策につきましては、消費者モニターを募集するほか、生産者・事業者のみやぎ食の安全安心取組宣言への登録

を推進してまいります。また、出前講座やセミナー、地方懇談会などにより、知識習得のための機会の提供と啓発活動を実施してまいります。

11 ページをご覧ください。施策 35、施策 36 の県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映に関する施策につきましては、食の安全安心に関する相談窓口を設置するほか、消費者モニターアンケート調査やセミナー等を実施いたします。また、さらなるモニターの獲得に向けた取り組みを推進してまいります。

11 ページの下段からは大綱 3 点目「食の安全安心を支える体制の整備」に関する施策でございます。

11 ページから 12 ページにかけて記載しております施策 37 から施策 41 までの体制整備及び関係機関との連携強化に関する施策につきましては、食の安全安心対策本部による全庁横断的な食の安全安心の確保に向けた各種施策の推進のほか、食の安全安心に関する各種調査研究、関係機関との連携強化を推進してまいります。

施策 42 のみやぎ食の安全安心推進会議の設置に関する施策につきましては、食の安全安心の確保に関する評価、意見交換などを目的に、当会議みやぎ食の安全安心推進会議を 3 回開催いたします。令和 6 年度の実施計画につきましては以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま令和 6 年度施策の実施計画について説明いただきました。ほぼ今後も継続して施策を推進するという方向性ですが、皆さんから何かご質問とはご意見あれば。加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

これは確認とお願いになりますが、施策 1 の上から 3 つ目と、施策 2 についてですが、今、地球温暖化などによって、予知できないようなことが発生するなど、常識が通用しないような状況、お米や野菜を作るにあたって非常に大変な状況にあります。県では有機農業の指導員や GAP の指導する方等を育成されていますが、資格を取るだけでなく、今後ますます酷くなるだろう温暖化に向けた対策を助言・指導する方の育成や研究をしないとダメかもしれません。聞くところによると、今の宮城の温暖化状況でササニシキやひとめぼれが非常に作りづらくなっていると聞いたこともあるので、今後すぐすぐではなくても、こういった（有機農業の）資格を取る指導だけではなく、環境に適応した栽培方法の助言・指導できる人の育成や、研究者と一緒に何かをするといったことを取り入れていただければと感じました。

また施策 26 のですが、先ほどの実施報告の中でもありましたが、学校給食の現場において子供たちにいろいろ情報提供されていると思いますが、もしもうすでにやっていたら申し訳ないのですが、お米の美味しさや違いのみを教えるのではなく、もっと生産現場の大変さや、「こういうふうにして食べ物ができている」というような、生産者が報われるような情報も、子供たちや栄養士の方々にお伝えしていただければと思いました。以上です。

(会長)

今、加藤委員のおっしゃったこと、それをぜひ進めてほしいです。

(門脇委員)

今の加藤委員からのお話、私も聞こうと思ったことをお話しされたので、その中で、学校給食で県産ひとめぼれの一等米を供給するための価格が基準を超えた場合に、その差額をかかりまし経費として支援する事業の

事業費がゼロになっていますが、かかりまし経費とはどこ（財源）から出てくるのか教えてください。

（みや米課）

この学校給食における米のかかりまし経費の支援の関係につきましては、制度の設計としまして、米価が高くなりすぎて学校給食として供給できない場合に、経費を支援するというスキームの事業になっています。昨今は給食のお米の納入につきましては、それほど高騰してないということで、発動はしていないという状況になっております。

（会長）

発動した場合には補正かけ（て予算を確保す）るということですか。

（農政部）

そうですね。そういう形で進めていければと思います。

先ほどの環境保全の関係や温暖化の指導員といった話でございますが、地球、いわゆる気候変動で、いろいろな形で農業者の方も影響を受けているということは確かでございます。すぐすぐ解決策があるものではありませんが、例えば、品種が、どちらかというとお米の品種については、宮城県は冷害に強いお米を作ってきたということで、逆の方に振らなくてはいけない状況になってきております。いろいろなところから高温に対応した品種や栽培方法の情報をいただいておりますので、それについてはしっかりと取り組みたいと思っております。

（会長）

水産関係もそうかもしれません。立花委員どうぞ。

（立花委員）

環境の変動に対応した栽培方法や育種とありますが、海の方も非常に大事になっており、水温が今平均で5度以上高いというような状況です。我々は養殖が主体ですが、やはり高温耐性の種苗育種、そういったものの開発を今やってはもらっていますが、もう少し前倒しでどんどん取り組んでいただかないと、養殖はダメになるのかなというような危機感を感じています。一つそれも合わせよろしくお願ひしたいと思ひます。

（会長）

よろしくお願ひいたします。各試験場も含めて、この食の安全安心推進会議からそういうものも意見として挙がっていることをお伝ひいただければと思ひます。よろしくお願ひします。氏家委員。

（氏家委員）

私も海のことを気になって聞いていました。

「苦勞などについての教育も」という加藤委員からのお話でしたが、紹介でお話させていただきますが、宮城県学校給食会の方で昨年度「学校給食のパンができるまで」のビデオを作成しました。今年度は「学校給食のご飯ができるまで」のビデオを今作成中ということです。パンの方はもう Youtube で公開していますので、

ご紹介させていただきました。

(会長)

ありがとうございます。ぜひご活用いただければと思います。

それでは口については、よろしいですか。どうもありがとうございます。では続いて報告に移りますが、みやぎ食の安全安心県民総参加運動について説明をお願いいたします。

(報告 事務局説明)

食と暮らしの安全推進課の川本でございます。ここからは私からご説明をさせていただきます。

報告事項のイ「宮城食の安全安心県民総参加運動の進捗状況」を説明致します。資料の 7 をご覧ください。

今年度の各種事業の進捗状況について時間も押してございますので、かいつまんで説明を申し上げます。

まず、食品表示ウォッチャーにつきましては、予定通り 100 名に委嘱済みでございます。5 月 14 日に業務説明会を実施しております。ウォッチャーの方々には今月 6 月から 12 月まで 7 カ月間の活動をお願いしているところでございます。

次にモニターだよりにつきましては、年度内に 8 月 11 月、2 月の計 3 回の発行を予定してございまして、食の安全安心基礎講座として食の安全安心に関する記事を幅広く掲載する予定でございます。

続いてモニター研修会でございますが、来たる 7 月 25 日に「残留農薬について」というテーマで開催を予定してございます。昨年度のモニターアンケートの結果において、消費者の関心が高かったため、テーマとして選定をさせていただきました。

次に生産者との交流会と食品工場見学会でございますが、10 月から 11 月にかけて開催を予定してございます。訪問先や具体的な日程などは現在検討中でございます。

裏面をご覧ください。

次にモニター制度の広報でございますが、各種広報媒体の活用、コンビニエンスストアへのチラシ配架とともに、引き続き子育て世代の登録者獲得に向け、児童館などへのチラシ配架を予定してございます。

続けてモニター登録でございますが、モニター登録の状況といたしましては、今年度に入り 2 人の新規登録がございまして、登録者数は 1,148 人となっております。

続けてアンケート調査でございますが、7 月中に送付する予定としてございます。内容案については資料 8 の通りでございまして、後ほどご説明をいたします。

次に講習会でございますが、食の安全安心セミナーを秋以降の 2 回開催をする予定としてございます。

続けて地方懇談会でございますが、県内各地方振興事務所において計画実施する予定としてございます。

次に取組宣言事業の広報でございますが、各種広報媒体を活用するとともに、コンビニエンスストアへの消費者向け事業周知チラシの配架などにより周知する予定としてございます。

続けて取組宣言者の登録でございますが、今年度に入り 95 者の登録がございまして、登録事業者数は 5 月 27 日現在で 1,963 者となっております。

さらに SNS による情報発信についてでございます。昨年度の推進会議でも意見を多くいただいた SNS の活用について、4 月に公式 X を開設いたしまして、食の安全安心情報を発信してございます。食中毒の発生情報や放射性物質検査結果に加え、消費者モニターや取組宣言、食品表示などに関する情報を発信しているところでございます。

資料の一番下の部分に QR コードを記載してございますので、ぜひご覧いただきたいと存じます。

続きまして令和 6 年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査（案）の説明に移ります。

資料の 8 をご覧ください。

まず 1 ページ目をご覧ください、今年も二次元コードで専用 Web サイトから回答できるよう配慮してございます。また、昨年度に引き続き、回答者には抽選でプレゼントを準備しております。なお品物については現在検討しているところでございます。

設問内容につきましても、現時点で昨年度と同様の部分も多いため、変更部分のみ説明をさせていただきます。まず、問 1「食の安全安心全般についてどう感じていますか？」でございますが、昨年度までは「食の安全安心全般について不安を感じますか」という形の質問で、「不安を感じる」から「不安を感じない」という選択肢の中から回答いただいておりますが、この形ですと不安を煽るような質問と感じられるというご意見もありまして、「どう感じるか」という表現に変え、合わせて回答につきましても、「安心を感じる」から「不安を感じる」という表示順に変更させていただきました。

次に問 2 でございます。「昨年と比較して食の安全安心について意識の変化はありましたか？」について昨年度までは回答項目の表示順が「不安を感じるようになった」から「不安に思っていない」という流れとしてございましたが、問 1 と同様、不安を煽るような表記であったため、「不安に思っていない」から「不安を感じる」といった表示順に変更させていただきました。

5 ページをご覧ください。

問 11 でございますが、「農畜水産物を購入する際の県産品の購入について」の設問でございまして、昨年度までは農畜産物となっておりますが、水産物も今年度からは追加をしたところでございます。

このほか、昨年度は食品表示や HACCP に関する知識の再確認をするような内容の項目を問 21、問 22 としてございましたが、アンケートの趣旨からは少し外れるというところであり、2 つを削除させていただきました。

最終的に設問数は合計 20 となっております。アンケートも昨年度までは両面印刷で 4 枚だったところ、本年度は 3 枚となりました。回答の負担を少なくし、それに伴い回収率の向上も期待をしているところでございます。以上で変更部分の説明を終わりますが、その他ご意見等ございましたらお申し付けください。

最後に実施スケジュールについてでございますが、7 月中に発送し、8 月下旬を締め切りに設定し、その後取りまとめを行い、結果につきましては 2 月の会議で改めて報告をさせていただきたいと、そのように予定をさせていただいております。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

（会長）

ありがとうございました。資料 7、8 ということで、みやぎ食の安全安心県民総参加運動、それから消費者モニターアンケートについての説明でした。何か皆さんの方からご質問とかございますか。

（湯川委員）

以前、アンケートのプレゼントをいただきました。どうもありがとうございました。質問ですが、消費者モニターの事務登録の手続きで、登録と取り消しというものを行っていると書いてあるのですが、これは自分で「登録取り消してください」という（申し出のあった）方のものを除名したという考えですか？

(食暮課)

ご質問にお答えいたします。取り消しにつきましては、もうすでにご高齢で十分に活動ができませんとか、あるいは県外に引っ越してしまいましたという方からの申し出がございますので、そういった方々につきましては、登録を取り消させていただくという流れになっています。

(湯川委員)

こちらから(モニター)会員数の整理のようなものはやってない、ということでしょうか。といいますのも、アンケートの回収率が確か5割ほどで少なく、少し残念だと思ったのですが、(モニター登録)志望当時はきっと食の安全安心に関心の高い方が応募されたと思うのですが、長年モニターだよりが来ていると、もしかしたら目の通さない方とかも出てくるのかなと思ひまして。そういう方が、もしかしたら回収率の足を引っ張っていたりするのではないかと思ったのですが、整理をする予定はないのでしょうか？

(食暮課)

モニターとして登録をされている皆様に、私どもからのアプローチというのは、定期的にさせていただいているところでございますし、報告などもございますので、その中で「もうこれ以上モニターとしての登録が難しいです」、「活動が難しいです」ということは当然出てくることと思っております。あとは今、委員がおっしゃったように、回収率が少し低いということは、私どもも課題の一つと認識をしているところでございまして、回収率を上げるべく、様々な手を打っていきたいというところは考えております。

(会長)

どうもありがとうございました。その他いかがでしょう。吉田委員。

(吉田委員)

消費者モニターアンケートの5ページの間11ですが、ここだけ「当てはまる数字に丸をつけてください」となっており、回答数は書いていません。当然、1つのようにも思うのですが、他のところはすべて1つとか3つと出ているので、できるのであれば1つとか入れた方がよろしいかと思ひました。

(食暮課)

ご意見ありがとうございます。改善をいたします。

(門脇委員)

問18ですが、先ほどのご説明の流れからすると、「どのような食品が不安ですか」といった間で、米、野菜から始まっています。不安に思う食品に米や野菜が一番最初にきて、最後に不安な食品は特にないということなので、並べ方としてこれは特には問題ないのでしょうか。

(食暮課)

不安を煽るような、設問は良くないだろうという思いがございましたので、おっしゃる通りだと思ひます。こちら「不安な食品は特にない」から始まり、各食品につなげていくというふうに変更をさせていただけれ

ばよろしいでしょうか。

(門脇委員)

私はそう思います。

(食暮課)

そのように改善させていただきます。

(会長)

その他いかがでしょう。よろしいですか。それでは資料7と8については以上となります。では最後になりますが、資料9「食品にかかる放射性物質検査結果について」説明をお願いいたします。

(事務局説明)

引き続き説明をさせていただきます。報告口「食品にかかる放射性物質検査結果について」でございますが、資料9をご覧ください。令和5年度の年間実施結果と令和6年4月に実施いたしました食品にかかる放射性物質検査の結果についてご報告いたします。

まずはじめに検査の概要ですが、県では国の原子力災害対策本部が定めた検査計画、出荷制限等の品目区域の設定解除の考え方に基づいて、四半期ごとに農畜水産物等の放射性物質検査計画を定め、検査を実施しております。これにより、県の関係部局において、出荷前や出荷直後の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品などにおいてそれぞれ検査を実施しております。

では令和5年度の検査結果についてご報告いたします。

出荷前等検査については、農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉の計23,876点検査を実施いたしました。基準値を超過したものは24点でございます。いずれも野生きのこ、野生山菜類、野生鳥獣肉でございます。出荷後の検査でございますが、一般食品等の流通食品は339点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

続けて資料下段の住民持ち込み測定結果をご覧ください。住民持ち込み測定は県内の市町村で、自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものです。合計109点の検査を実施いたしました。基準値を超過したものが9点あり、野生きのこ山菜類でございます。

続きまして令和6年度4月の検査結果についてご報告いたします。資料の裏面をご覧ください。

出荷前等検査については、農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉を合わせて2,073点検査をいたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。出荷後の検査につきましても、一般食品等の流通食品を37点検査を実施したところですが、基準値を超過したものはございませんでした。住民持ち込み測定については19点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

検査結果につきましては、みやぎ原子力情報ステーションで品目別に公表しております。資料に記載のURLを参考にしてくださいませようお願いを申し上げます。私からの説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。放射性物質の検査結果ということですが、何か皆さんからご質問やご意見ござい

ますか。

(氏家委員)

今の説明を受けてですが、さきほどのモニターアンケートに戻って問 20 の設問で県産農産物になっていますが、今、説明では農畜水産物の検査とおっしゃっていたので、こちらも農畜水産物でいいのかなと気がつきました。

(食暮課)

ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通りでございます。そのように改めます。ありがとうございます。

(会長)

皆さんの方から放射性物質の検査結果についてはいかがでしょう。特にご意見はないでしょうか。

本年度に入って、今のところはなしという形になっております。

よろしいですか、どうもありがとうございます。それでは報告についても以上となります。

次第には (3) その他がございます、何か事務局からございますでしょうか、どうぞ。

(その他 事務局説明)

時間も押しておりますが、せっかくの機会ですので小林製菓の紅麴についてご説明させていただきたいと思っております。追加資料でお配りした資料をご覧ください。「小林製菓「紅麴」に係る健康被害への対応について」という資料でございます。概要ですが、紅麴を含む特定の健康食品を摂取したもので健康被害情報が多数確認されたということがありまして、大阪市でその製品について本年の 3 月 27 日に、その製品について回収命令をしたものでございます。回収命令対象商品につきましては、概要の一番最後に書いてありますが、紅麴コレステヘルプとその他二つあり、県内に流通していたのは一番上の紅麴コレステヘルプのみでございました。県内の健康被害状況についてですが、2 番の (1) に記載しております。県内では 37 名の方が健康被害を訴えられまして、医療機関に受診したのが 27 名、入院した方が 3 名ということでございました。流通状況については、各管轄保険所が販売しているところへ赴いて確認を致しました。仙台市を除くドラッグストア等に流通しており、274 店舗で販売されていたというものでございます。こちらにつきましてはすべて撤去を確認したというものでございます。国の取り組みについては一番最後に書いてありますが、先月の末 5 月 31 日付で対応方針が示されたところでございます。(2) に書いてありますが、健康被害の情報提供を義務化し、怠ったものについては罰則が適用されるというものでございます。製造するにあたっては、品質管理の厳格化ということで医薬品と同等の製造方法でないと作れないというふうに今考えているというふうなものでございます。

機能性表示食品に関する表示方法につきましても、医薬品等と間違いのないように、きっちりと区別ができるような表示に今後変えるというふうなことで、現在国の方で調整しているというふうなものでございますので報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございます。紅麴についての説明でしたが、何かご質問ございますか、加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

この紅麴に関してですが、このサプリはドラッグストア店舗のみの販売でしょうか。ネットやテレビでの購入など、そういったものはなかったのでしょうか？

(食暮課)

今、委員おっしゃられた通り、ネットでの購入も可能です。ただ、ネットでの購入につきましては、宮城県では確認はしておりません。恐らく大阪市や国など、そういうところで調査していると思います。

(会長)

よろしいですか、これから医薬品的な制度管理 GMP で対応する形になっていくということで、対応がどうなるか、これから見守っていかないといけないと思います。

どうもありがとうございます。その他はないですか。よろしいでしょうか。

それでは本日の議事の一切を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

(閉会)

西川会長、委員の皆様、活発のご議論ありがとうございました。先ほど事務局から説明がありました通り、令和 5 年度施策の評価につきまして、お手数ですが 6 月 14 日金曜日までに提出いただきますようお願い申し上げます。次回の会議は 8 月 2 日金曜日の午前を予定しております。追って開催のご案内を差し上げますのでご出席いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。